

高知県人権施策基本方針

－ 第3次改定版 －

全ての人の
人権が尊重され、
安心して
生活できる
社会づくり

(公財)高知県人権啓発センター
人権啓発マスコットキャラクター
こころん

令和6年3月
高知県

人権とは

- ◆一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利
- ◆人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの

基本方針改定の趣旨

高知県では、平成31（2019）年3月に「高知県人権施策基本方針―第2次改定版―」を策定し、県民に身近な人権課題（同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権、性的指向・性自認など）を掲げ、その解決に向けてこの5年間、人権教育や人権啓発の様々な取り組みを行ってきました。

しかし、インターネット上の差別的な書き込みや、性的マイノリティであることを理由とする差別、DVなど、依然として多くの人権問題が顕在化しています。

今回、新たに策定しました「第3次改定版」には、相談・支援体制の充実や、差別事象への対応力の強化に向けた取り組みなどを盛り込み、それぞれの人権課題に関する令和6（2024）年度からの5年間の推進方針や、具体的な取り組み、達成目標を掲げています。

人権施策の点検と見直し

（1）「人権に関する実態の公表」の周知

「高知県人権尊重の社会づくり条例」第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るため、県内の人権侵害の事例と対応内容等について、毎年度、県のホームページ等で県民に周知しています。

（2）人権施策の取組の進捗管理

この基本方針に掲げる「県の取組」については、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」に報告するとともに、その結果は、毎年度、県のホームページ等で県民に公表しています。

（3）「人権に関する県民意識調査」の実施

これまでの人権施策の成果や課題などについて検証を行うとともに、今後の人権施策推進の基礎資料とするため、県は5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施します。

なお、この調査結果については、県のホームページ等で県民に公表しています。

（4）基本方針の見直し

県は、人権を取り巻く社会情勢等の変化などを踏まえ、「高知県人権尊重の社会づくり協議会」の意見を聴くとともに、「人権に関する県民意識調査」の結果や、県内における「人権施策の取組状況」などを参考にして、5年ごとに必要な見直しを行うこととしています。

高知県人権施策基本方針-第3次改定版-(R6～R10)の概要

○基本方針の位置付け

高知県人権尊重の社会づくり条例(第5条)

○基本方針の見直し

基本方針の中で5年ごとの見直しを位置付け

○基本理念

真に人権が尊重される明るい社会をつくる

○キーワード

全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり

○基本方針の性格

県が進める人権施策の基本的な考え方を示すもの
人権教育・啓発の推進の方向と人権課題施策の取組を示すもの
県民や企業等に連携・協働を求めているもの

改定の背景

R4人権に関する県民意識調査の結果 ※18歳以上の県民1,333人が回答

◆国民一人ひとりの人権意識

「高くなっていると思う」 R4:43.5%

◆関心のある人権課題(上位5項目)

インターネットによる人権侵害 H29:42.4%⇒R4:55.0%

障害者 H29:47.6%⇒R4:46.5%

高齢者 H29:43.3%⇒R4:40.9%

子ども H29:36.9%⇒R4:36.9%

女性 H29:24.4%⇒R4:35.6%

◆人権侵害の経験

「この5年間に人権が侵害されたと思ったことがある」
H29:31.1%⇒R4:16.2%

◆人権が侵害されたと思った時の対応

「何もしなかった」の割合が従来から最も高い
H29:37.5%⇒R4:33.0%

◆何もしなかった理由(上位4項目)※新設の質問

「相談しても解決しないと思った」 56.7%

「自分が我慢すれば良いと思った」 40.3%

「大げさなことにしなかった」 25.4%

「どこ(誰)に相談して良いか分からなかった」 22.4%

◆人権尊重の社会実現に必要なこと(上位2項目)

「学校教育や社会教育を通じて、人権を尊重する
教育活動を積極的に行う」

H29:63.0%⇒R4:65.5%

「行政が人権尊重の視点に立って、県民の人権意識の
高揚に向けた啓発活動や様々な施策を積極的に行う」

H29:33.3%⇒R4:38.3%

社会情勢の変化や国の動き

◆R2 政府が「ビジネスと人権に関する行動計画」策定

◆R4 「改正労働施策総合推進法」施行

※中小企業の事業主のパワー・ハラスメント防止対策が義務化

◆R5 「こども基本法」施行

◆R5 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様
性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行

◆R6 「改正障害者差別解消法」施行

※事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

◆R6 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

改定のポイント

新 第2章に2つの柱を章立て(KPIを設定)

人権施策の2つの柱である「人権教育」と「人権啓
発」の大きな目標値(KPI)を設定

新 第3章に「相談・支援体制の充実」を章立て

人権問題の早期解決と誰一人取り残さない社会を
目指すため、相談機関の連携を強化

新 第4章の中の「様々な人権課題」に「職場における

ハラスメント」を明記

職場におけるパワー・ハラスメント、セクシュアル・ハ
ラスメント等を明記

新 差別事象への対応力を強化

●「人権尊重の社会づくり協議会」の中に「差別事象検
討部会」を設置して、原因・背景の分析と、対応策や効
果的な啓発を検討し、その内容を県民に周知

●「障害を理由とする差別の解消のための調整委員会」
を設置して、相談によって問題が解決しない場合の紛
争解決を図る



高知県人権施策基本方針-第3次改定版-(R6～R10)の概要

2つの柱の目標(KPI)

【人権教育全般】

- 「自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う」 ●「立場や年齢、考え方の異なる相手でも、その意見を聞き、理解しようとしている」生徒の割合
 R4調査結果:32.5%(小6)、32.6%(中3) R4調査結果:49.1%(高1)、48.2%(高2)、56.3%(高3)
 ⇒R10目標値:60%以上 ⇒R10目標値:80%以上

- 人権参観日やPTA人権教育研修会を実施している学校の割合 R10目標値:100%(R6より新設の指標)

【人権啓発全般】

- 「国民一人ひとりの人権意識は高くなっていると思う」の割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計) ●「自分の人権が侵害されたと思った時に何もなかった」の割合
 R4調査結果:43.5%⇒R10目標値:60%以上 R4調査結果:33%⇒R10目標値:20%以下



目指す姿

県民一人ひとりが住み慣れた地域で個人として尊重され、生きがいを持って安全で快適な生活を営むことができる社会

身近な人権課題(取組106項目)	取組の内容	⇒改定のポイント
人権全般(取組20項目)	人権尊重の視点に立った人権教育推進事業／市町村による啓発活動への支援／企業等が行う人権啓発研修への講師派遣／人権相談窓口の広報・周知／様々な広報媒体等を活用した人権啓発の充実／高知型地域共生社会の実現／相談・支援体制の充実 等	
同和問題(取組3項目)	同和問題に関する偏見や差別意識を解消する教育の推進／部落差別をなくする運動強調旬間(7/10～7/20)を中心とした講演会・研修講師派遣・広報／インターネットへの部落差別投稿の削除要請と対応策の市町村への周知 等	
女性(取組13項目)	男女平等を目指す教育の推進／男女共同参画の啓発と固定的な性別役割分担意識の解消／ソーレと市町村の連携強化／ソーレの無料出前講座の充実／市町村や民間団体等と連携した困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援 等	
子ども(取組15項目)	子どもの人権や個性を尊重した教育の推進／心の教育センターの機能強化／いじめ防止対策等の総合推進／放課後の居場所づくりと学びの場／子どもの人権を尊重する機運の醸成／児童虐待防止 等	
高齢者(取組9項目)	高齢者への理解を深めて人間性を育む教育の推進／高齢者総合相談窓口の設置／地域連携ネットワークの体制整備／高齢者虐待防止 等	
障害者(取組16項目)	障害について正しく理解して互いに支え合う心を育む教育の推進／就労支援の実施／障害のある人の人権擁護・権利擁護／障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進／情報アクセシビリティの向上 等	
感染症患者等(取組7項目)	正しい知識を身に付けて偏見や差別をなくす教育の推進／HIV検査・相談の啓発／ハンセン病元患者の里帰り事業／新型コロナウイルスなど新たな感染症に関する差別や誹謗中傷の防止 等	
外国人(取組5項目)	外国人との交流や外国文化を理解し合う国際理解教育の推進／多文化共生講座等の開催や国際交流員の派遣／JETプログラム(外国青年による外国語教育及び国際交流)の推進／外国人生活相談センターを中心とした生活相談の充実 等	
犯罪被害者等(取組6項目)	犯罪被害者等の気持ちに共感できる力を育む教育の推進／様々な広報媒体を通じた理解を深めるための啓発／こうち被害者支援センターや市町村の総合的対応窓口等と連携した支援の充実 等	
インターネットによる人権侵害(取組7項目)	インターネットによる人権侵害を予防するための教育の推進／24時間電話相談事業の実施／ネットパトロールの実施／心の教育センター相談事業／インターネットによる部落差別投稿の削除要請と対応策の市町村への周知／差別投稿等の抑止のための情報発信 等	
災害と人権(取組10項目)	他者の命や人権も大切にする教育の推進／福祉避難所の体制整備／避難所運営マニュアルのバージョンアップ／女性防災リーダーの育成 等	
性的指向・性自認(取組3項目)	性の多様性の理解を深める教育・啓発の推進／啓発月間等における広報や啓発活動／パートナーシップ制度の導入に関する広域調整や情報提供 等	
様々な人権課題	刑を終えて出所した人の再犯防止／北朝鮮当局による拉致問題等の関心と認識を深める啓発／職場でのハラスメントに関する啓発・研修 等	

「高知県人権施策基本方針—第3次改定版—」の概要

高知県人権施策基本方針（第3次改定版） R6.3

第1章 基本方針策定の趣旨

- 1 人権をめぐる国内外の取組
- 2 基本方針改定の趣旨
- 3 基本方針の考え方
 - 基本方針の基本理念 ●基本方針の性格

第2章 人権教育・啓発の推進

- 1 人権教育
 - (1)就学前教育・学校教育 (2)社会教育
- 2 人権啓発
 - (1)企業等への啓発 (2)県民への啓発
 - (3)人権に関わりの深い職業に従事する職員の研修等

第3章 相談・支援体制の充実

- (現状と課題) (施策の展開方向)
- ア相談機関の充実・周知
 - イ相談機関の連携強化
 - ウ相談員の能力の向上・人材育成
 - エ専門機関による保護・支援の充実
 - オ差別事象への対応力の強化
- 相談窓口・支援機関等一覧

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

- 同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者
感染症患者等、外国人、犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害
災害と人権、性的指向・性自認
様々な人権課題 ※職場におけるハラスメントを明記

第5章 推進体制

- 1 推進体制等の整備
 - (1)県の推進体制 (2)市町村の責務と県との連携
 - (3)(公財)高知県人権啓発センターとの連携・協働
 - (4)県民、企業等との連携
- 2 人権施策の点検と見直し
 - (1)「人権に関する実態の公表」の周知
 - (2)人権施策の取組の進捗管理
 - (3)「人権に関する県民意識調査」の実施
 - (4)基本方針の見直し

第6章 施策の展開

- 1 体系表

参考資料(用語解説等)

高知県人権施策基本方針（第2次改定版） H31.3

第1章 基本方針策定の趣旨

- 1 国際的な動向
- 2 国内の動向
- 3 本県の取組
- 4 基本方針改定の趣旨

第2章 基本方針の考え方

- 1 基本方針の基本理念
- 2 基本方針の性格

第3章 人権施策の基本的な方向性

- 1 人権教育
 - (1)学校教育 (2)社会教育
- 2 人権啓発
 - (1)企業等への啓発 (2)県民への啓発
- 3 特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進
- 4 相談・支援体制の充実

第4章 身近な人権課題ごとの推進方針

- 同和問題、女性、子ども、高齢者、障害者
HIV感染者等、外国人、犯罪被害者等
インターネットによる人権侵害
災害と人権、性的指向・性自認
その他の人権課題

第5章 推進体制

- 1 推進体制等の整備
 - (1)県の推進体制 (2)市町村の責務と県との連携
 - (3)(公財)高知県人権啓発センターとの連携・協働
 - (4)県民、企業等との連携
- 2 人権施策の点検と見直し
 - (1)「人権に関する実態」の公表
 - (2)人権施策の取組の進捗管理
 - (3)「人権に関する県民意識調査」の実施
 - (4)基本方針の見直し

第6章 施策の展開

- 1 体系表
- 2 取組計画

参考資料(用語解説、相談窓口一覧表等)

推進方針

身近な人権課題ごとの人権施策の推進

同和問題

同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を目指します。

- ①同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の推進
- ②同和問題に関する相談・支援体制の充実

女性

家庭や職場、地域などあらゆる場面で、女性の人権がその他の性と対等に尊重され、配偶者等からの暴力や、性暴力被害への対策、困難な問題を抱える女性への支援を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指します。

- ①性別に関わらず平等に人権を尊重する教育・啓発の推進
- ②あらゆる分野への女性の参画の推進
- ③女性に対するあらゆる暴力の根絶と包括的な支援体制の充実

子ども

子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。

- ①子どもの人権を尊重した教育の推進
- ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身に付ける教育の推進
- ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進
- ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進
- ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実
- ⑥児童虐待防止対策の推進
- ⑦子どもに関する相談・支援体制の充実

高齢者

高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいをもって生活していける社会の実現を図ります。

- ①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進
- ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実
- ③高齢者の雇用や社会参加の促進
- ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実

障害者

障害のある人もない人も共に支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現を目指します。

- ①障害及び障害のある人に対する正しい理解や、合理的配慮の提供等に関する普及・啓発の推進
- ②身近な地域での相談・支援体制の充実や権利擁護に関する取組の推進
- ③障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進
- ④障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立った特別支援教育の推進
- ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備
- ⑥社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ(利用のしやすさ)環境の整備
- ⑦「ひとにやさしいまちづくり」の推進



身近な人権課題ごとの人権施策の推進

感染症患者等

エイズ・HIV

患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。

- ①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供
- ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実

ハンセン病

ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①ハンセン病についての正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②ハンセン病についての正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実

新型コロナウイルス感染症等

新たな感染症が発生した場合、感染症の患者等が差別や偏見を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①新たな感染症についての正しい知識を身に付ける教育の推進
- ②新たな感染症についての正しい知識の普及・啓発活動の推進
- ③新たな感染症患者等への支援体制の充実

外国人

多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。

- ①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進
- ②外国人との交流やふれあいの機会の充実
- ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進
- ④外国人に関する相談・支援体制の充実

犯罪被害者等

犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発活動の推進
- ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実

インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。

- ①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発の推進
- ②インターネットによる人権侵害への対策の推進
- ③インターネットに関する相談・支援体制の充実

災害と人権

災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。

- ①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進
- ②人権の視点に立った災害時の対応に関する体制づくりの推進

性的指向・性自認

社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。

- ①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進
- ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に関する相談・支援体制の充実

様々な人権課題

アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、職場におけるハラスメント、その他の人権課題（自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護など）





人権課題ごとの達成目標一覧



種別 (人権課題)	達成目標		
	項目	出発点(R4)	目標値(R10)
同和問題	「同和地区や同和地区の人を気にしたり、意識したりすることはない」の割合 ＜県の人権に関する県民意識調査＞	59.8%	70%以上
	「部落差別をなくする運動強調旬間」の講演会参加者数	110名	累計800人(R6～R10)
女 性	男女共同参画講座への男性参加者数	ソーレでの主催講座: 586人 ソーレの出前講座: 1,246人 計1,832人	年間合計2,000人
	男女共同参画計画を策定した市町村数	11市 14町村	全市町村
	女性相談窓口を設置した市町村数	R6より新設指標	全市町村
子 ど も	「全ての教育活動において人権教育の視点(人権に関する理解や人権感覚の育成)を確認し、組織的に取り組んでいる」学校の割合(強肯定の回答をした割合) ＜県の人権教育・生徒指導に関する取組状況調査＞	R6より新設指標	100%
	重大な児童虐待事案発生「ゼロ」の継続	0件	0件
	市町村子ども家庭総合支援拠点(R6～こども家庭センター)の設置数	20市町村	全市町村
高 齢 者	地域連携ネットワーク(権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげるための地域の関係者による連携の仕組み)の中心となる「中核機関」を設置している市町村	16市町村	全市町村
障 害 者	障害者差別解消法の認知度	48.2%	80%以上(R11目標) ※R7に中間調査予定
	障害者の委託訓練(実践能力習得訓練コース)修了者における就職率	75%	85%以上
エイズ・HIV	HIV検査受検者数・相談件数	受検者数 259件 相談件数 63件	受検者数 350件 相談件数 120件
	世界エイズデーやじんけんフェスタ等のイベントを通じてHIVに関する正しい知識の普及啓発を行う	年1回	年6回以上 (各保健所圏域での開催含む)

種別 (人権課題)	達成目標		
	項目	出発点(R4)	目標値(R10)
ハンセン病	中高生による療養所訪問校	0校	延べ15校 (3校／年以上)
	パネル等による啓発活動	年3回	年3回以上
	ハンセン病元患者の里帰り事業の実施及び職員による療養所訪問	希望者の100%	希望者の100%
外国人	多文化共生(出前)講座参加者数	233人	600人
	JETプログラム活用自治体数	31市町村	全市町村
	地域日本語教室の開設数	12ヵ所	在住外国人100人以上 の自治体の教室維持
犯罪被害者等	犯罪被害者等支援に係る条例(特化条例含む)の制定市町村数	8市町村	20市町村以上
	「命の大切さを学ぶ教室」の開催	犯罪被害者等による教室:6校 警察職員による教室: 2校 計8校	犯罪被害者等による教室 を5年間で25校以上開催
インターネットによる人権侵害	「情報モラル教育実践ハンドブック」(R4年3月)を校内研修や授業等で活用している学校の割合 ＜人権教育・生徒指導に関する取り組み状況調査＞	小学校 51.3% 中学校 42.9% 高等学校 22.0%	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%
	「インターネットによる人権侵害」に関する県民を対象とするセミナーや講演会の参加者数	47人(R3年度講演会)	1回あたり80人以上
災害と人権	避難行動要支援者のうち、名簿情報提供同意取得者(優先度が高い方)の個別避難計画作成率	54.1%	100%
	福祉避難所運営訓練等実施市町村数	10市町村	全市町村
	一般避難所における要配慮者への対応の充実 ※避難所運営マニュアルバージョンアップ実施率	32.7%	100%
	多様な避難者への対応の充実 ※避難所運営マニュアルバージョンアップ実施率	7.7%	100%
性的指向・性自認	「性的指向や性自認に関する人権上の問題点がわからない」の割合 ＜県の人権に関する県民意識調査＞	23.4%	15%以下

相談窓口・支援機関等一覧

人権に関する様々な問題について、一人で抱え込まず、安心して相談できるよう、各相談機関の充実や周知を図るとともに、関係職員や相談員の能力の向上、人材の育成に取り組めます。

※市町村の人権担当課や福祉センター、市民館、町民館等においても、人権全般に関する相談を受け付けています。

	相談内容	機関名	相談時間	連絡先
人権全般	人権全般に関すること	高知地方方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
		(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
		法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
		高知弁護士会	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4867 (相談予約専用番号)
			月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324 (代表電話)
同和問題	同和問題に関すること	高知地方方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
		高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
		(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
女性	DV被害に関する相談	DV相談プラス(内閣府)	電話・メール相談 24時間 チャット相談 毎日12:00～22:00 URL: https://soudanplus.jp	0120-279-889
	DV被害(男女とも)、ストーカー被害 離婚問題、家庭問題など	高知県女性相談支援センター	電話相談 月～金 9:00～17:15 18:00～22:00 土日祝 9:00～20:00 (年末年始除く) 来所相談 月～金 9:00～17:15 (年末年始を除く)	088-833-0783

女性

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
女性の様々な悩みや、日常生活のなかで直面する問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	毎日 9:00～12:00、 13:00～17:00 (第2水曜日・年末年始・祝日を除く)	088-873-9555
男性の悩みや不安、ストレスなどについて	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	(要予約) 毎月 第1火曜日、第2金曜日、 第3・4水曜日 18:00～20:00	088-873-9100
職場におけるセクシュアル・ハラスメント、育児・介護休業等に関すること	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
性犯罪被害、DV被害、ストーカー被害、被害者支援などに関する相談	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	24時間対応	088-873-0110
女性の人権侵害に関する相談	女性の人権ホットライン	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は 留守番電話で受付)	0570-070-810 (ナビダイヤル)

子ども

不登校やいじめ、学校生活全般、問題行動等について	高知県心の教育センター	電話相談 月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日、休日を除く)	088-821-9909
		来所相談(要予約、年末年始、祝日、休日を除く) 【心の教育センター(高知市)】 月～金、土曜日(第1・第3)、日曜日 (第5を除く) 9:00～17:00 【東部相談室(田野町)】 木曜日 10:00～17:00 【西部相談室(四万十市)】 火曜日 10:00～17:00	
		Eメール相談 相談時間:24時間 返信期間 月～金 (祝日、休日、年末年始を除く)	
親権・虐待など子どもの権利に関する法律相談	「子どもの権利110番」 高知弁護士会	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324 (代表)
子どもの養育、虐待、不登校や非行、障害などに関すること(18歳未満)	高知県中央児童相談所	来所相談(原則予約相談) 月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く) 虐待通告については24時間対応	088-821-6700 (代表) 060403@ken.p ref.kochi.lg.jp
	高知県幡多児童相談所		0880-37-3159 060404@ken.p ref.kochi.lg.jp
子育てに関するトラブルや子育てでの悩み、虐待などに関する相談	「子どもと家庭の110番」 児童家庭支援センター高知みその	9:00～18:00 (年末年始を除く)	088-872-0099

子ども

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
虐待に関する相談 (お近くの児童相談所につながります)	児童相談所虐待対応ダイヤル 「189」(いちはやく)	24時間受付(年中無休)	189 0120-189-783 (全国共通フリーダイヤル)
子育てや親子関係について悩んだときに、こども(18歳未満)とその保護者の方などが相談できる窓口	親子のための相談LINE	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	【親子のための相談LINE】 
いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する相談	こどもの人権110番 法務省	月～金 8:30～17:15 (時間外・土・日・祝日等は留守番電話で受付)	0120-007-110 (全国共通フリーダイヤル)
		こどもの人権SOS-eメール 相談時間:24時間 返信期間:月～金 8:30～17:15	webフォームから送信
		LINE相談 月～金 8:30～17:15	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html
非行や青少年の問題行動、いじめ、青少年の悩みなどに関する相談	高知県警察本部生活安全部少年課 少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-825-0110 088-822-0809

高齢者

高齢者福祉全般について	高齢者総合相談 (高知県高齢者・障害者権利擁護センター)	一般相談 月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-875-0110 FAX 088-844-3852
		法律相談(予約制) 毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	
認知症について	認知症コールセンター家族の会 (公社)認知症の人と家族の会高知県支部	月～金 9:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-2818 FAX 088-821-2818
法律問題について	高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター くるみ	月～金 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4867 (相談予約専用番号)
		月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4852 (くるみ専用回線)

障害者

認知症の人や知的・精神障害のある人など、自己決定能力支援が必要な人々が自立した地域生活を送れるための支援について	(社福)高知県社会福祉協議会	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-844-9019
--	----------------	--------------------------------	--------------

障害者

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
障害のある人やその家族が抱える権利擁護などの問題に関する事	高知県高齢者・障害者権利擁護センター	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-850-7770
障害を理由とする差別や合理的配慮の提供に関する事	高知県子ども・福祉政策部 障害福祉課	月～金 9:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9837 tomonikurasu@ken. pref.kochi.lg.jp
	お住まいの市町村の障害福祉担当窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問い合わせください)
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関する事	高知県精神保健福祉センター 「心のテレ相談」	月～金 13:00～15:00 (年末年始、祝日を除く)	088-823-0600
	高知県子ども・福祉政策部 障害保健支援課	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9669
精神障害のある人の保健医療及び社会復帰などに関する事	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0887-34-3177 0887-53-3173 0889-22-1247 0889-42-1875 0880-34-5124
	高知市保健所健康増進課		088-803-8005
	高知市福祉事務所障がい福祉課		088-823-9378
法律問題について	高知弁護士会 高齢者・障害者支援センター くるみ	平日 9:00～12:00 13:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	088-872-0324
		平日 10:00～12:00 13:00～16:30 (年末年始、祝日を除く)	088-822-4852 (くるみ専用回線)

感染症患者等

エイズ・HIV・その他感染症に関する事	高知県健康政策部 健康対策課(感染症担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9677
	県内各福祉保健所 安芸福祉保健所 中央東福祉保健所 中央西福祉保健所 須崎福祉保健所 幡多福祉保健所		0887-34-3177 0887-52-4594 0889-22-1249 0889-42-1875 0880-34-5120
	高知市保健所地域保健課	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (祝日を除く)	088-822-0477
ハンセン病に関する事	高知県健康政策部 健康対策課(難病担当)	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-823-9684

外国人

相談内容	機関名	相談時間	連絡先
外国人の人権・生活相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、日曜祝日を除く) (対応言語:英語、中国語、韓国語、 ベトナム語、インドネシア語等)	088-821-6440 consultation@ kccfr.jp
外国語による人権相談	法務省人権擁護局 「外国語人権相談ダイヤル」	月～金 9:00～17:00 (年末年始を除く) (対応言語:英語、中国語、韓国語、 フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム 語、ネパール語、スペイン語、インド ネシア語、タイ語)	0570-090-911 (ナビダイヤル)
外国人と外国人を雇用する事業所か らの相談	高知県外国人生活相談センター 「ココフォーレ」	月～土 9:00～17:00 (年末年始、日曜祝日を除く) (対応言語:英語、中国語、韓国語、 ベトナム語、インドネシア語等)	088-821-6440 consultation@ kccfr.jp

犯罪被害者等

犯罪被害に関すること	警察総合相談電話	24時間対応	#9110 088-823-9110
	性犯罪被害相談電話	24時間対応	#8103
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課被害者支援室 「犯罪被害者ホットライン」	24時間対応	088-871-3110
	高知県警察本部警務部 県民支援相談課警察総合相談室 性犯罪・DV・ストーカー等相談電話	24時間対応	088-873-0110
	高知県文化生活部 県民生活課 犯罪被害者等支援相談窓口	月～金 9:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始、土日祝日を除く)	088-823-9340
	認定特定非営利活動法人こうち 被害者支援センター	月～金 10:00～16:00 (年末年始を除く) ※土日祝日の7:30～22:00は全国 被害者支援ネットワークのサポート センターにつながります。	088-854-7867
	法テラス高知	月～金 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	050-3383-5577
	犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く)	0120-079714 (IP電話からは 03-6745-5601)
	高知地方検察庁 「被害者ホットライン」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-872-9190 (ファックス兼用)
	性暴力被害者サポートセンター こうち(コーラルコール)	月～土 9:00～17:00 (年末年始、祝日を除く) ※夜間・休日など上記以外の時間 は、国が設置する夜間休日コール センターにつながります	0120-835-350 (フリーダイヤル) 080-9833-3500 #8891
	市町村の犯罪被害者等に対する 総合的対応窓口	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	(各市町村にお問 い合わせください)

	相談内容	機関名	相談時間	連絡先
インターネットによる 人権侵害	インターネットによる人権侵害に関すること	高知地方法務局人権擁護課 「みんなの人権110番」	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	0570-003-110
		高知県子ども・福祉政策部 人権・男女共同参画課		088-823-9804
		【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課		088-821-4932
		(公財)高知県人権啓発センター	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
		違法有害情報相談センター	24時間対応	Webフォームから 送信
災害と 人権	災害時の人権への配慮に関する研 修などについて	【公立学校対象】 高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4932
		(公財)高知県人権啓発センター		TEL 088-821-4681 FAX 088-821-4440
性的指向・ 性自認	性的指向や性自認を理由とする様々 な悩みや、日常生活のなかで直面する 問題、不安や心配ごとに関すること	こうち男女共同参画センター 「ソーレ」 (にじいろコール)	毎日第4土曜日 13:30～16:30	0120-56-2416 (フリーダイヤル)
様々な 人権課題	職場におけるハラスメント等に関する こと	高知労働局雇用環境・均等室	月～金 8:30～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-885-6041
		高知県労働委員会	月～金 8:30～12:00 13:00～17:15 (年末年始、祝日を除く)	088-821-4645





高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話 088-823-9804

FAX 088-823-9807

Eメール 060901@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060000/060901/>

